

Stadtgemeinde und Stadtherrschaft in der Landstadt Koblenz in der Mitte des 16. Jahrhunderts

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/18215 |

一六世紀中葉ラント都市コーブレンツにおける 都市ゲマインデと都市君主権

桜井利夫

- 一 はしがき
- 二 参事会と審判人の対決
 - (1) 大司教ヨーハン四世 Johann IV. の治世（一五四〇—四七年）まで
 - (2) 大司教ヨーハン五世 Johann V. の治世（一五四七—五六年）
- 三 参事会と都市君主の対決
 - (1) 参事会支配権の定式化
 - (2) 参事会と都市君主の間の決裂
- 四 都市自律権の剥奪
 - (1) 都市の動向
 - (2) 領邦君主権の定式化と都市の制圧
- 五 むすび

一 はしがき

本稿は、拙稿「中世都市コーブレンツにおける都市ゲマインデと都市君主権——一三世紀末期より一四世紀中

葉に至るまで——」(一)、(二・完)、『法学』、五〇巻二、三号、昭和六一年(以下、拙稿(一)、(二)と略記)の続編である。都市ゲマインデが英雄的発展を遂げる時代を考察の対象とした前稿に引続き、本稿は都市ゲマインデが近世初頭に、強化されてきた都市君主たるトリリア大司教 *Bischof von Trier* の領邦君主権と半世紀間に及ぶ対立抗争を繰り返した後、遂に武力により屈服・没落せしめられるに至る(一五六二年)までの事実上の経過を略述するものである。従来ヨーロッパ乃至ドイツ都市研究はその関心の焦点を圧倒的に、中世盛期・末期という自律的都市ゲマインデの最高潮期に注いできたように思われる⁽¹⁾。しかし先ず、領邦国家史の観点から見れば、——ほとんどの場合に同時に領邦君主でもある——都市君主によるゲマインデの自律権剥奪なる現象は、領邦君主権が強化されたことの一つの結果であり、領邦国家形成史の重要な一齣なのである。かかる都市君主権力によるゲマインデの自律権剥奪過程を追究することは、都市君主権力が領邦君主として領邦構築のためにいかなる手段を投入したかの一端を明らかにすることを意味するであろう。次に、都市史の観点より見るならば、都市ゲマインデの没落は、都市をして自律的ゲマインデたらしめた諸条件が崩れ去ってゆく過程である。没落過程の考察はこの諸条件をより鮮明に浮き彫りにする筈である。それ故に、領邦国家史と都市史のいずれの観点から見ても、近世における都市ゲマインデの剝権を研究対象とすることは決して無意味ではないように思われる。いずれにせよ、小稿は右のごとき研究史上の空隙を埋めることを目的とする。以下早速本題に入ることにしたい⁽²⁾。

二 参事会と審判人の対決

(1) 大司教ヨージハーン四世 *Johann IV.* の治世(一五四〇—四七年)まで

トリリア大司教ヨージハーン二世 *Johann II. von Baden*(在位一四五六—一五〇三年)は一四五八年に、皇帝フリー

ドリック三世 Friedrich III. (在位一四四〇—一九三年)より帝国裁判所への不上訴の特権 *privilegium de non appellando* を再確認されて以後、大司教領に新たな裁判組織を確立してゆくための決定的な梃子を与えられた。⁽³⁾ ヨーハン二世は同年に、領邦内の臣民による上訴及び大司教と臣民間の争訟を管轄すべき宮廷裁判所を創設し裁判制度の整備に努めたのみならず、この裁判所の裁判官として一部学識法曹を任命すると同時にローマ・カノンの訴訟手続を導入し、かくして固有法を排除しつつローマ法継受を促進し領邦における法の統一化をも図ったのである。⁽⁴⁾ なお不上訴の特権は既に一三二四年大司教バルドウィン Balduin von Luxemburg の治世(一三〇七—一五四年)に初めて、皇帝ルートヴィヒ四世 Ludwig IV. der Bayer (在位同一四—四七年)により授与され、その後同四六年皇帝カール四世 Karl IV. による更新と同五六年金印勅書による確認を経てきたものである。⁽⁵⁾ 都市コーブレンツとの関連では、大司教は従来よりも強く都市の審判人裁判所を掌握する政策を取り始めた。⁽⁶⁾ 伸長途上にある大司教の領邦君主権により圧倒される危機感を抱いたラント等族が、特に大司教の教会裁判権を制限する政策を行ったのに対し、大司教も又、世俗の審判人裁判所に対する掣肘を強化しつつこれを拠点として、ラント等族のかかる動向を抑制しようとした故である。都市コーブレンツの審判人裁判所は遅くとも既に一四世紀中葉以来、大司教領内のボッパルト Boppard、ライ Lay、リュューベナツハ Riihenach、ミュンスタマイフェルト Munstermaifeld、ロイテスドルフ Leutesdorf 等の各裁判所の上訴裁判所であった。⁽⁷⁾ かかる審判人裁判所の大司教による統制強化は、上述のごとく宮廷裁判所を中核として法と裁判の統一化を大司教が推し進めた事実とも相俟って、領邦における裁判権の集中化を一層促進する筈である。

さて、大司教による審判人裁判所の統制強化は先ずその構成員たる審判人の欠員補充・任命自体に対し、大司教が従来よりも大きな影響力を及ぼすという方法を採用して行われた。⁽⁸⁾ 詳言すれば、古来一五〇〇年まで終身任期の審判人に欠員が生じた場合に、その補充手続は、審判人団が一乃至若干名の極めて声望があり且つ富裕な定住

市民を後任候補者として推薦し、そのうち一名を大司教が正式に任命するというのが慣行であつた。⁽⁹⁾しかし一五〇一年に至り、大司教と審判人団の間で締結された契約は、審判人団は「アムトマン又はシュルトハイスの事前の熟慮と時宜に適つた助言を得て……三ヵ月以内に」候補者を三名提案すべきであると定めた(一〇月六日)。⁽¹⁰⁾かくして大司教は自己の官吏たるアムトマンとシュルトハイスを通じ審判人の補充手続に影響力を及ぼす余地を確保すると同時に、その選擧の幅も又「一乃至若干名」という曖昧な人数から「三名」へと明確化されることになつた。この明確化は、それまで審判人団が一名のみを後任候補者として提案することもありえたことを我々は考慮するならば、事実上大司教が後任審判人を任命する際の選擧の幅が広げられたことを意味する筈である。さらに一層重要な事實は、審判人団が右条件を守らない場合にはその提案権を無視し大司教自ら審判人を任命することを契約が定めた事實である。⁽¹¹⁾この規定は、大司教が自己の意を受けた人物を審判人裁判所に送り込みつつ、これに対する統制を強化していこうとする意図を有していたことを如実に表現しているのである。ところで、後任候補者の提案に関し審判人団の意見が分れ、裁判停滞が生ずる虞がある時には、大司教自身が新しい審判人を任命・補充するという事実上の慣行は右契約締結以前にも常に行われていた。⁽¹²⁾大司教がかかる慣行を明文化しえた事実自体がその都市君主権の伸長を意味する筈である。疫病により一度に四つの欠員審判人席を埋める必要に迫られた一五四一—四六年に大司教が例外的措置として、審判人団は各空席につき一名のみの後任候補者を提案すべしと定めたことを除くならば、以後一五〇一年の契約が欠員審判人の補充手続を規制した。⁽¹³⁾

さらに注目すべき事實は、一五世紀末期以後裁判所審判人としての職務を遂行していくために都市門閥出身という要件に加え、特に大学におけるローマ法学の修得という要件も又必要となり始めた事實である。⁽¹⁴⁾具体的に言えば、一五世紀末期以後約百年間について審判人門閥の子弟が以下の大学で勉学したのである。⁽¹⁵⁾マールブルク Marburg(一六名)、フライブルク Freiburg とケルン Köln(各二名)、オルレアン Orléans とエルフルト Erfurt

(各九名)、ルーヴァン Louvain(八名)、パドヴァ Padua とトリリア Trier(各七名)、ウィッテンベルク Wittenberg とハイデルベルク Heidelberg(各六名)、シエーナ Siena(五名)、チュービンゲン Tübingen とペルージャ Perugia(各四名)、ロストック Rostock とパリ Paris(各二名)、ボローニア Bologna・バーゼル Basel・デュッセルドルフ Disseldorf・インゴルシュタット Ingolstadt(各一名)。言うまでもなく、かかる現象は都市も又汎ヨーロッパ的ルネッサンスの波に取り込まれていたことの反映である。しかし他方において、上述のごとく大司教領のすべての裁判所の上訴裁判所たるべく意図され、且つ一部学識法曹により構成されローマ・カノン法の訴訟手続を適用する宮廷裁判所を大司教が設置したことがとりわけ、都市審判人を大学における人文主義的知識の修得へと誘った重要な原因であったのだろう。けだし、宮廷裁判所を中心として法と裁判の統一化を推進しつつあった大司教が、その下位に位置づけた都市裁判所においても、ローマ法の知識を具えた者を審判人として任命する方向に傾いたことは、想像に難くないからである。名望ある審判人職への就任を希望する者も又、最終的任命権を大司教が有した故に、自ら進んで大学教育を受け任命の条件を有利にしようと試みたのであろう。いずれにせよ、欠員審判人の補充手続に対し大司教が及ぼしうる影響力の余地が広げられた事実と並び、審判人団自体が人文主義的教養を通じ徐々に内的にその性格を変化させつつあった事実も又、都市ゲマインデの最高官庁たる都市参事会(以下参事会と略記)と審判人団間の対立の重要な背景をなしたのである。なお一四九七年大司教ヨージハ二世は、自らの支配下にあるにもかかわらず帝国直属性を求めて反乱を起したかつての帝国都市ポツパルトを軍事力に基づき屈服せしめた¹⁶⁾。大司教はその際に旧来の参事会を廃棄するとともに自ら新たな参事会を任命し、さらにアムトマンの地位を強化した。又中部ライン領域において、マインツ大司教は都市ビンゲン Bingen で審判人一四名全員を参事会員たらしめる旨の新たな規則を導入しようと試みたし(一四八八年)¹⁷⁾、ケルン大司教も又都市アンデルナッハ Andernach で参事会による都市財政の運営を監督すべき八名の参事会委員会を任命する旨

の規則を制定した(一五二八年)⁽¹⁸⁾。領邦君主達のかかる一連の対都市政策は、自律的都市の諸官職をより強く把握することにより、担税力の保持者であると同時に城塞でもある都市を領邦支配の拠点としていく動向が顕著になったことを物語る。いずれにせよ、コーブレンツの審判人裁判所に対するトリーア大司教の統制強化政策は、かかる大きな動向の一環をなすのである。

さて、参事会と審判人間の対立は一六世紀初期に、とりわけ審判人の新参事会議席問題、審判人と参事会間の権限画定問題、審判人による都市の決算への参加問題、及び新参事会制度の改革問題の四点を繞つて生じた。先ず、すべての審判人が新参事会においても参事会員議席を割り当てられるべきだという要求が提出された。⁽¹⁹⁾ 新参事会に対してのみ要求が出されたのは、旧参事会に関しては一四世紀中葉の旧裁判所帳簿 *das alte Gerichtsbuch* 第一節第三条が、すべての審判人に対し審判人たる地位に基づき当然に議席を付与していた。⁽²⁰⁾ これに対し、新参事会においては、一四世紀中葉以来僅かに二議席のみが審判人に割り当てられ、又この人数が一四七八年以後固定された事情による。⁽²¹⁾ しかもこの二議席自体が参事会員門閥と親戚関係にあるベヒェルン *Becheln* 家、クリンゲ *Clinge* 家、ツィークライン *Zieglein* 家、ケルナー *Kellner* 家及びゴットガフ *Gottgaf* 家により独占されていたが故に、大司教の意を受けた審判人が新たに新参事会に喰い込むことは著しく不可能な状態にあったのである。⁽²²⁾ 審判人を通じ参事会の統制強化を目論む大司教が、審判人による新参事会員資格の要求に契機を与えたことは言うまでもない。⁽²³⁾ 大司教リヒアルト *Richard von Greiffenclau zu Valtzrad* (在位一五一一—一三一年)は一五一四年の書簡で、市長と参事会に対しすべての審判人に新参事会員資格を付与するよう要求していたのである。しかし、参事会側は一五三〇年頃まで古来の慣習を楯に取り、大司教と審判人の要求を冷然と拒絶した。これは当然だったのである。けだし、一三六六年クローノー二世 *Kuno II. von Falkenstein* 以来、大司教は右のごとき参事会制度を承認しており、大司教乃至審判人の要求は明らかに古来の慣習法より逸脱していたからである。⁽²⁴⁾

次に、権限を繞る参事会と審判人間の対立は、大司教が一五一五年新たな審判人裁判所法 *Schöffengerichtsordnung* の中で、特に都市の建築規則と耕地規則に違反する犯罪の検証における審判人の優越権を規定したことを契機として生じた。⁽²⁵⁾ 一五二六年この裁判所法を繞って生じた争いは参事会及び裁判制度を含む都市制度の全体を激しい動揺に晒すに至つたのである。争いは、最初審判人が自己の屍体検査権、森林用益権及び度量衡検査権を始めとする合計九項目の要求事項を大司教を通じて参事会に提示し、後者がこれに回答する形で始まつた。⁽²⁶⁾ 審判人による主張の要点は、参事会は買収される可能性があり且つ法学の専門知識を欠くディレクタントであるにもかかわらず、本来審判人裁判所の裁判権を篡奪により行使しているが故に、大司教は最早参事会より裁判権を奪い行政上の権限のみを付与すべきであるという点にある。⁽²⁷⁾ これに対し参事会は伝統的な都市自由権に基づき、審判人の九項目の要求を全部反駁した。⁽²⁸⁾ その後の経過として、翌一五二七年に大司教リヒアルトが審判人による都市行政への参加を強調する審判人法 *Schöffensordnung* を制定したのに対し、参事会はこれをも無視する事態が生じたに留まり、権限争いの決着は付けられなかつた。⁽²⁹⁾

第三に、審判人による都市の決算への参加問題を繞る両者の対立は——権限争いの一環をなすのであるが——一五四五年シュルトハイヌスたるオットー・フォン・レンゲンフェルト *Otto von Lengenfeld* (審判人裁判所の議長) がこの要求を新参事会に提出したことを契機として生じた。⁽³⁰⁾ この点における審判人の要求の趣旨は、新参事会が長年に亘り若干の重要な官職に関し決算を怠り一二、〇〇〇フローリンもの甚大な損害を都市に与えたが故に、審判人をも加えた、決算をなすべき収入役人 *Rentmeister* 二名が任命されるべきだということである。⁽³¹⁾ この対立は新参事会内部における市民参事会員と審判人参事会員相互の争いなのであるが、市民参事会員は「都市は数百年來あつたごとくに、古來の賞賛すべき慣習と習慣を維持する」*bei alten loblichen herkommen und gebrauch, wie vor hundert jaren gewesen, pfeiben* と反論し、審判人の要求を拒否している。⁽³²⁾ これに加え、全体

参事会が審判人の要求に応じ、審判人参事会員と市民参事会員各一名を収入役人に任命したことを不服として、新参事会は独自に一名の手工業者参事会員を収入役人に任命する挙に出るに及び、対立は益々混乱の度を深めた。かくして、都市の財政改革問題を発端とする審判人と参事会の争いは、遂に前者による新参事会制度それ自体の改革要求を惹起するに至った。なお既に、大司教が——自分と同様——人文主義的教養を有する Michael Staudt von Limburg (一五二七年)・Christoph Eschenfelder (同三二年)・Niclas Lorbecher (同三二年)なる三名の腹臣を相次いで審判人として任命して以来、審判人団の構成と内的な質が変化し始めていた。⁽³⁴⁾かかる事態が審判人による新参事会改革要求の重要な背景をなしたのである。

一五四六年一月審判人が新参事会に提出した要望書は改革要求の理由として八点を挙げている。その最大の理由は、上述新参事会による乱脈な財政運営と並び、特に、抑も都市行政を担当する権限は新参事会にはなく全体参事会に属し、前者には精々小委員会として重要性の劣る問題のみを決議する権限が属するということがあった。⁽³⁵⁾これに対し市長フープレヒト・フリユウフ Huprecht Füllf は現行の参事会制度は古来の慣習であると反論し、要求を拒否している。⁽³⁶⁾これに対しさらに審判人は自分達が新参事会の改革要求を提案したのは、参事会による乱脈な財政運営を矯正し且つ頭たる参事会と体たる都市との病気を治療することにより、公共の利益の増進を図ることを目的とした故である、と反論した。⁽³⁷⁾同時に審判人は、新参事会はなるほど古来の慣習として維持されてきた制度ではあるが、しかし公共の利益増進に寄与すべく、改革を施されねばならないとも主張した。この争いにおいて、審判人の側はなお和解の途を模索し、和解に成功しない場合に初めて大司教の決定を抑ぐことを意図していた。⁽³⁸⁾参事会の側も又直接の武力に訴えることなく、都市法律顧問たるアントン・ハウスマン・フォン・ナメディ Dr. Anton Hausmann von Namedy より助言を求めつつ、審判人の要求に対し逐次反論する形で行っていたのである。然るに、この対立の最中大司教ヨーハン四世は参事会と審判人間の仲裁に乗り出す暇もな

い儘、一五四七年三月二三日死去した。⁽³⁹⁾

最後に、ヨーハン四世の治世における参事会と審判人の対立に関し強調されねばならないのは、攻撃乃至改革要求は常に審判人の側から、公共の利益が私的利益に優先するという思想を根拠として提出され、これに対し結事会側はその伝統的な慣習法に基づく都市自由権を根拠として反論したという事である。公共の利益は私的利益に優先するというこの思想は正に一六世紀に國家主権の法的基礎づけのために自然法学者により強調された思想であるが故に、審判人の参事会に対する諸要求は、オーブリッヒカイト *Ordnung* として強化されつつある領邦君主権の代理人であるとのその自覚とも相俟って、領邦君主による都市自律権の剝奪乃至領邦國家トリーアへの都市の吸収・統合を目指したものと⁽⁴⁰⁾いわねばならない。さらに、特に財政上の乱脈を理由とした審判人による新参事会の改革要求は、帝國政治上一五一七年以後の宗教改革を契機とする政治的動乱と、これに続く一連のトリエント公会議でのカトリシズムの改革、及びハープスブルク家の覇権の拡大に対処するためにヨーハン四世が必要とした貨幣需要の充実な調達を目標としたものである。⁽⁴¹⁾ 換言すれば、新参事会制度の改革要求は、参事会の財務行政の不健全さが、大司教とその官吏たるシュルトハイス・審判人の目から見るならば、最早大司教の早急な貨幣需要を満足させるに耐えない程度に達していたが故に、出されたのである。したがって参事会と審判人の対立において、特に財政の問題が重要な係争点をなしたことを確認しておきたい。

(2) 大司教ヨーハン五世 Johann V. の治世 (一五四七—一五六六年)

審判人と参事会の間⁽⁴²⁾の対立は一五四七年、早くもヨーハン五世による大司教位就任の前日四月一九日に再燃した。審判人は、自分達が都市自由権を阻害しているという風評を立てられていることに関し、参事会に苦情を持ち込んだのである。係争点はヨーハン四世の治世より持ち越された参事会制度の改革問題と並び、特に度量衡検

査権と逮捕権という個別具体的な都市自由権である。この場合にも、攻撃は審判人の側から参事会に対し加えられている。以下二つの権利の各々を繞る争いに簡単に言及することにした。

先ず、煙の実・油等を測定する小規模な度量衡検査の際に、参事会乃至市長が審判人を立会人として招いてこれをなし、審判人の権利は立会にのみ限定されるという従来の慣習に審判人は異論を唱えると同時に、実質的検査権を要求するに至った。⁽⁴³⁾しかし、参事会は、右慣習が参事会の自由権であると反論しつつ審判人の要求を拒絶したのである。さらに、実に参事会は審判人がその要求を基礎づけるために援用した上述一五二七年の大司教リヒアルトの審判人法も又、「コープレントツ市の古来の慣習と賞賛すべき習慣に違反」*widder das alt herkommen und Ioblichen geprauch der Statt Coblenz* すると論難し、一步も譲らない強硬な權えを取った。

次に、審判人は参事会乃至市長による刑事犯の逮捕権の行使を否認するとともに、これをアムトマン乃至シュルトハイスと審判人が独占的に行使すべきことを参事会に要求した。⁽⁴⁴⁾しかし、参事会はこの権利も又都市が古来保持する自由権であり、審判人の要求はこれを危殆に瀕せしめる革新であると抗議したのである。

参事会のかかる反応を見て審判人が参事会會議をホイコットし始めるに及び、遂に大司教自身が自己の支配権を強化する目的で問題解決に乗り出すに至った。⁽⁴⁵⁾即位の翌一五四八年大司教はその役人たるアムトマンをして、度量衡検査権や逮捕権を始めとする上級支配者権力のすべてがアムトマンに帰属する、と参事会に通告せしめたのである。⁽⁴⁶⁾この動向に対応しシュルトハイスたるオットー・フォン・レンゲンフェルトも又都市に対し、ランデスヘルの代理人たる自分が、臣民たる市民の代表者であるにすぎない市長の優位に立つと頑強に主張し、支配要求を突き付けた。⁽⁴⁷⁾かくして以後、都市自律権に疑問を挟む大司教、アムトマン、シュルトハイス及び審判人というヘルシャフト的諸力に対抗するための前線を構築しつつ、都市自律権を論証に基づき防衛することが、ゲマインデの緊急の課題になったのである。

三 参事会と都市君主の対決

(1) 参事会支配権の定式化

参事会は一五四九年四／五月都市法律顧問アダム・メール Adam Merl を中心とする識者に、参事会支配権の定式化を行わせた。⁽⁴⁸⁾ かくして作成されたのが、全編五四箇条からなる「一三六六年以来のコーブレンツ市の諸権利」*Gerechtsame der Stadt Koblenz seit 1366* と呼ばれる文書である。⁽⁴⁹⁾ 都市が有する伝統的自由権の証明を容易にするというのが、かかる文書を作成するに至った一つの理由であるという。⁽⁵⁰⁾ 文書の主要な箇条を要約的に述べらば、第一条はシュルトハイスが一三六六年に同時に参事会員でもあった事実にもかかわらず、今やアムトマンが参事会員たるべきであり、シュルトハイスはその官職に基づき当然に参事会員たり、⁽⁵¹⁾ するのはないと主張する。第二条は、新旧両参事会による二院体制は既に一三六六年に大司教がこれを承認したこと、⁽⁵²⁾ 第三条は以後新参事会が独自に官職任命と決算の監査を行ってきたことを主張する。⁽⁵³⁾ さらに、第四―二〇条は刑事裁判権の帰属に関する規定である。そのうちここでの関連で特に重要であると思われる第四、五、六、一〇条のみを取り上げるならば、第四条は刑事犯の逮捕に関するアムトマンと参事会の共同決議を、第五条はこの決議に基づき市長がアムトマンの立会の下で、且つ大司教と都市両者の名において刑事犯の逮捕を命令する権利を有することを定める。第六条は、アムトマンが不在の際には市長が単独で逮捕命令を下す権利を有することを定める。⁽⁵⁴⁾ 第一条は、犯人逮捕後の尋問に市長も又アムトマンと共に参加すべきことを主張する。第二条は、アムトマン又はシュルトハイスと並び市長も又屍体検査権を有することを主張する。第三―三七条は、市長が審判人の立会の下で度量衡・パン検査権を有することを定める。第四五―四八条はアムトマン又はシュルトハイスではなく市長

が都市の「長にして代表者」*haubt und vorgenger*であると主張する。又五二条は、参事会員に選ばれた審判人は最初、参事会において、都市を代表する市長及び大司教を代表するアムトマンにより参事会宣誓をなさしめられ又参事会員席に坐るよう指示されるのであり、すべての審判人が審判人たる地位に基づき当然に参事会員資格を有するのではないと主張する⁽⁵⁵⁾。続いて第五三条はアムトマン乃至シュルトハイスは右慣習を無視することとき行動を取ったと論難するのである。

さて、参事会が右のごとく主張する権利は、既にも掲拙稿で見たごとく、一四世紀以来都市ゲマインデの確立・強化過程の中で参事会が獲得・行使してきた伝統的な都市自由権の一環を構成する権利であった。したがって、参事会自身は参事会権限の定式化を、従来アムトマン、シュルトハイスと特に審判人が参事会に加えてきた攻撃に対する正当な反撃であると考えたことは疑いない⁽⁵⁶⁾。さらにその直後、定式化された参事会権限を繞り別の都市法律顧問アントン・ハウスマン・フォン・ナメデイとシュルトハイスたるオットー・フォン・レンゲンフェルトとの間で議論が戦わされている⁽⁵⁷⁾。その際に、ナメデイは従来の市民的慣習法に基づき都市自由権の正当性を主張したのに対し、人文主義的教養を具えるレンゲンフェルトは皇帝カール五世 *Karl V.* の刑事裁判令 *Peinliche Halsgerichtsordnung* (= カロリナ刑事法典 *Constitutio Criminalis Carolina* (以下 *CCC.* と略記)) (一五三二年) に依拠したことが注目される⁽⁵⁸⁾。つまり、先ずレンゲンフェルトは最近三名の選定侯たるヨーハン三・四・五世が大司教領内への導入を決定した *CCC.* を都市並びに参事会も又遵守すべきであると主張する。さらに彼はオーブリッヒカイトの職権に基づく尋問権を規定する *CCC.* 第二一九条を援用しつつ、正にオーブリッヒカイトの担い手たる選定侯の代理者アムトマンのみがこの権利を有し、オーブリッヒカイトならぬ市長と参事会がこれを享受することは越権であり許されないと主張するのである⁽⁵⁹⁾。いずれにせよ、参事会乃至都市とアムトマン、シュルトハイス及び審判人との間の対決は、大司教の家産官僚たる性格を強化しつつ都市の剝権及びその領邦国家への統

合のために活動するヘルシャフト的な役人と、これを防衛しようと試みる都市ゲマインデとの対決である以外に、オーバーリツヒカイトが公共の利益を司るといふ新たな自然法的人文主義的法思想と古来の伝統的慣習法思想との間の対決でもあったのである。

(2) 参事会と都市君主の間の決裂

参事会は一五四九年四／五月その支配権を定式化した後、八月二四―二五日に差当りアムトマンとのみ、例えば特に刑事犯人をアムトマンと市長が共同で訴えるという形で妥協し、この妥協案を最終的裁決に委ねるべく大司教に送付した。⁽⁶⁰⁾ なお、「一五」四九年の使徒マテウスの日後の水曜日の参事会基本法「Constitution des Rates von Mittwoch nach Mathai Anno 49」と呼ばれるこの妥協案は、審判人には右両者の単なる顧問としての役割を与えているにすぎない。いずれにせよシュルトハイス・審判人と参事会・都市との妥協はなされない儘、両陣営の対立は益々硬化するに至った。遂に、大司教が自ら参事会とアムトマンの間の妥協案及びシュルトハイス・審判人と参事会・都市との間の争いに決着を付けるべく仲裁に乗り出した。⁽⁶¹⁾ その際に大司教は問題の解決を自己の顧問官とコーブレンツの教会裁判所に委ねた。教会裁判所はこれを受け、翌一五五〇年二月四日関係証人を召喚し証調調べ手続を開始すると同時に、第一回開廷日を同年五月一八日に定めた。⁽⁶²⁾

予定された第一回開廷日は、大司教がスペイン継承問題の処理を目的とするアウクスブルク帝国会議へ出席するために延期されざるをえなくなった。⁽⁶³⁾ ところで、大司教による延期決定の直後、不在の大司教を代理する顧問官達は、参事会による最近生じた二つの刑事事件の処理に関し抗議を行っている。⁽⁶⁴⁾ 先ず顧問官達は、都市アルメンドにおいて冬に石炭を盗掘した「一人の貧しく愚鈍で啞の女」*ein arm toechtig styrmlos weib* を晒し台の刑に処するとともに、都市より追放した廉で参事会を非難した。官廷裁判所裁判官でもある顧問官達はこの窃盗を

偽誓事件であるとの理由に基づき教会裁判所が管轄すべき刑事事件であると主張した上で、都市法ではなくローマ法に基づき再び判決を下した。⁽⁶⁵⁾ この処置に対し参事会は伝統的な都市の慣習に従い、アムトマンによる立会の下で多数決に基づき刑罰を科した故に、自らの処置は正当であると反論を試みたが、しかしこれは無駄であった。⁽⁶⁶⁾

次に顧問官達は、参事会が逮捕した暴行犯人二名の逃亡を参事会自らが幫助した廉で非難した。⁽⁶⁷⁾ この場合には、最初参事会は犯人を大司教に引き渡す意図の下に、犯人の取扱いに関し、アウクスブルクに滞在する大司教に問い合わせたが、同行した二名の顧問官が事件を大司教の管轄に属する刑事事件であると告げるや否や、参事会は犯人引き渡しを拒絶すると同時に釈放し、しかも逃亡を援助したのである。大司教は参事会のこの敵対的な行動を従来への協定に対する違反であると看做したのみならず、参事会と同様大司教も又以後最早協定に従う義務を負わないと宣言し、逃亡した二名の暴行犯人を再び逮捕するよう参事会に指令した。参事会はこの指令を完全に無視し、第一の事件に関してと同様責任を取ることを拒否している。かくして、今や参事会と大司教役人たるアムトマン・シュルトハイス・審判人との間の闘争は、愈々役人の背後に控える大司教自身をも本格的に巻き込み、各自の正当性を繞る都市君主権力と都市ゲマインデ間の運命的な対決へと発展したのである。

さて、アウクスブルク帝国議会終了後一五五一年、大司教は二年前の参事会による五四箇条(一三六六年以来のコーブレントツ市の諸権利)に対し逐次回答を行った。回答は、シュルトハイスではなくアムトマンが参事会に出席すべきであり、前者は高々アムトマン代理たる資格で出席しうるにすぎないと主張する点で、参事会側の主張と一致するのみであり、参事会のその他の主張をほぼ全面的に否定している。⁽⁶⁸⁾ 紙副の都合により回答の要点のみを述べるならば、それは大司教が領邦君主たるオーブリッヒカイトとして刑事裁判権を行使するのに対し、参事会は公共の秩序維持に努める単なるポリツァイ Polizei⁽⁶⁹⁾としてポリツァイ條例の違反事件のみをアムトマンと共同で裁判する外に、大司教の刑事裁判権に属さない軽微な刑事事件に対し独自に伝統的な下級裁判権を行使し

うるに留まるといふにある(参事会の第四、五、一一及び二〇条に対する回答⁽⁶⁹⁾)。同時に回答は、アムトマンが常に参事会會議に招集されねばならず、又アムトマンとシュルトハイスは市長の上位に立つとも述べる(第二七、四八条に対する回答⁽⁷⁰⁾)。したがって、大司教は回答をなす前年の参事会との決裂以後、都市の伝統的自由権を削減しつつこれを自らに吸収し、且つアムトマンとシュルトハイスを都市の指導的代表者に据えて都市を統制しようとしたことが、回答より判明するのである。しかし大司教は、ポリツアイを維持するために新参事会は廃止されるべきであるという主張の根拠として、ポリツアイ条例の制定を定めるアウクスブルク帝國議會議決を援用し、又審判人の屍体検査権・森林用益権・度量衡検査権を主張するのに一五二七年大司教リヒアルトの審判人法を援用しつつ論証をなした以外には、論証の根拠づけにほとんど成功していない⁽⁷¹⁾。かかる大司教の回答を参事会は無視している⁽⁷²⁾。なお、参事会の反応に直面した大司教が一五五一年の年末に、自己の権利を法学に基づき根拠づけるために学者を招聘した事実は、大司教が未だ領邦君主権の法学的論証をなしていなかったことを物語る⁽⁷³⁾。さらに、回答の中で大司教は、都市の決算を担当する収入役人たる騎士参事会員が必ずしも都市内に居住していないが故に決算書作成に多大な時間と費用を必要とし、これに加え新参事会が任命したもう一人の収入役人たる手工業者参事会員も又財務行政に関し無知である、という二つの理由に基づき、審判人一〇名による決算書作成への参加を要求している⁽⁷⁴⁾。その際に、大司教自らがこの要求は早急な決算書作成という改善を目的とする「良き新たな規則」*gute Neue Ordnung*であると述べている。結論として、大司教の側は自らの要求を新しい改革であると知りつつ前面に押し出したのに対し、都市の側はこの場合にも伝統的な都市自律権を根拠として対抗したと我々は言うことができる。

四 都市自律権の剝奪

(1) 都市の動向

大司教との決裂後も都市は自律権を防衛すべく様々な政治的行動を展開した。以下その主な三つの行動のみに言及しておこう。先ず、決裂直後の一五五〇年八月、参事会は今や市長に就任していたかつての都市法律顧問アントン・ハウスマン・フォン・ナメティに、都市民の団結強化を目的とする宣伝文書を作成しよう依頼している。⁽⁷⁵⁾この文書において参事会は、先ず大司教を領邦君主として承認すると同時にこれに対する誠実宣誓を維持し、次に全力を挙げて都市自由権を削減しようと試みる大司教の官僚（アムトマンとシュルトハイス）の行動は専断であると主張する。さらに、この専断は皇帝のラントフリーデ Landfriede 並びに「神聖（ローマ）帝国の古来の又新たな制定法令と規則」des heiligen Reichs alten und neuen uferichten Constitutionen und ordnungen に違反すると付け加えている。最後に、参事会は都市自由権の維持を要求し、又自由権が削減されることになつたとしたならば、たとえ誠実宣誓を尊重するとしても、しかし断固として自由権を防衛することを決断したと述べる。⁽⁷⁶⁾右文書でなされた抗議は外見的には大司教の官僚に対してのみ向けられていることであるが、しかし都市が正に誠実宣誓に基づき都市自由権の断固たる防衛を主張した事実は、誠実宣誓違反を理由とした大司教に対する宣戦布告を意味したのである。⁽⁷⁷⁾

次に、都市自由権の防衛を目的として取られたもう一つの政治的行動は、一五五二年帝国諸侯にして選定侯たる辺境伯アルブレヒト・アルキビアテース・フォン・ブランデンブルク・クルムバッハ Markgraf Albrecht Alkibiades von Brandenburg-Kulmbach との秘密同盟の締結である。⁽⁷⁸⁾ 辺境伯は当時帝国西部メッツ Metz・トゥ

ル・トゥル・ヴェルダン Verdun 三都市の帰属問題を繞りフランスを支援する一方、フランスに敵対的なトリニア大司教を始めとする帝国の諸侯と交戦状態にあつた。都市は大司教に対抗する必要上、これと敵対関係にある辺境伯と同盟を締結したのである。詳言するならば、都市は同年一月二日辺境伯よりの武装要請を受諾し、五月七日当面の戦争のために差当り生活費高騰を防止する目的で、職人・徒弟を始めとする市民権を有さない居留民を都市より追放した。さらに、七月二八日参事会は起こりうる戦争に備えて物資を貯蔵するよう市民に命令し、又八月八日には都市コーブレンツの市民権を有するモーゼルヴァイス Moselweig・リュッツェルコーブレンツ Lützelkoblenz・ノイエンドルフ Neundorf・ホルヒハイム Horchheim・リューヘナッハの各村落共同体より戦時の際に援助を受ける旨の約束を取り付けた。⁽⁷⁹⁾しかし、一一月都市は大司教と単独に和解し、戦争に参加することなく終わっている。

第三の行動として、参事会は一五五五年二月二七日、「皇帝による不可侵の保護と守護を伴う(将来下される帝室裁判所の)判決及び都市のすべての権利と慣習の皇帝による批准」*kaiserliche confirmation des abschieds und aller der Stadt gerechtigkeit und preuche mit inverleistem kaiserlichem schutz und schirm* を追及する旨の決議を採択するに至つた。⁽⁸⁰⁾なお、都市と大司教間の争いは既に同年六月三日司教座聖堂参事会トリニアの仲裁により暫定的和解に達して⁽⁸¹⁾いた。両者の権利が調停の場合たる帝室裁判所 *Reichskammergericht* において、法学に基づく論証を経て明らかにされるまでは現状が維持されるというのが、その和解の趣旨である。さらにその後同年一〇月二五日皇帝カール五世がこの和解を承認すると同時に、都市に対し「法、権利、自由、古来の慣習、慣例及び良き習慣」*recht, gerechtigkeit, freiheit, altherkomen, gepreuch und gute gewonheiten* を確約し、都市を自らの「保護と守護」*schutz und schirm* に受け入れた。⁽⁸²⁾かくして都市が皇帝の後権を確保しえたことが、一二月二七日の参事会決議の背景をなしたのである。

結論として述べるならば、以上三つの事例はゲマインデが都市民相互間における内的団結の強化を図りつつ、皇帝、ブランデンブルク辺境伯のごとき都市外の権力保有者と連携し、勃興し来ったトリーア大司教の領主主権の圧力の前に果敢に軍事力に訴えても中世的伝統的自律権を防衛しようと試みたことを示すのである。⁸³⁾

(2) 領邦君主権の定式化と都市の制圧

大司教ヨーハン五世と都市の最終的決裂は、一五五五年六月三日の暫定的和解において予定された帝室裁判所での調停を待たず、早くも同年一二月に到来した。⁸⁴⁾ 参事会がアムトマン代理たるハンス・フォン・シーゲン Hans von Siegen を以後都市より追放すると同時に参事会にも招集しない旨を決議したこと、及び都市アルメンデにおいて無断で木材を採したマリーエンシュタット修道院 Abtei Marienstatt の莊園従属民に対しゲマインデ官職たる森林役人が差押を行ったことに関し、シーゲンが断固たる態度を取った事件が特に、決裂の直接の契機をなした。⁸⁵⁾ しかし、「身体虚弱」 von Leib schwach なヨーハン五世は都市との闘争を指導しえない儘翌年二月一日に死亡した。⁸⁶⁾ 後任のヨーハン六世 Johann VI. von der Leyen (在位一五五六一六七年) は、ヨーハン五世が上述参事会の五四箇条に対する回答の中で開始した領邦君主権定式化の試みを本格的に継続し、就任三年目の同五八年八月都市自由権を逐一反駁する形でそれを断固として主張するに至った。⁸⁷⁾

合計一四に上る論点のうち、ここでは特に大司教が都市に対するその権利を一般的に基礎づけるために依拠した三名の学者の領邦権力論を取り上げよう。盛期スコラ学の方法に基づきローマ法を体系化し、ヨーロッパ法学を樹立せしめた註解学派の代表者バルトルス・デ・サツソフェルラート Bartolus de Sassoferrato (一三一四—一五七年) とその最大の弟子バルドウス・デ・ウバルティス Baldus de Ubaldis (一三二七—一四〇〇年)、この両者を継承・展開せしめた一六世紀ドイツ法学のウルリッヒ・ツァシウス Ulrich Zasius (Zasius) (一四六一—一五三三)

年)がそれである。

先ず、一六・七世紀の領邦国家論に支配的影響を与えたバルトルスは、国制法上の問題を論ずる際に裁判権「*iudicium*」を中核的概念に据える⁽⁸⁸⁾。彼は註釈学派の定義を継承し、「裁判権とは、法を宣言し又衡平を設定する必要により、公権力から導き出された権力である」*iudicium est potestas de iure publico introducta, cum necessitate iuris dicendi, aequitas statuendae*と述べる⁽⁸⁹⁾。その際にバルトルスは「この広義の裁判権概念を、(a)公共の利益と私的利益の保護に奉仕する統治者*iudex*のすぐれて支配に係わる公的な法律行為のすべてを包摂する権能たる「命令権」*imperium*と、(b)私的利益の保護に奉仕する権能たる「單純裁判権」*iudicium simplex*に分類する⁽⁹⁰⁾。さらに彼は(a)を、(i)主に公共の利益の増進を図る「純正命令権」*imperium merum*と、(ii)(b)と(i)の中間に位置し私的利益の増進を図る「混合命令権」*imperium mixtum*に再区分する。又(i)は、最高段階(「最高命令権」*imperium maximum*)たる「一般法制定権」*potestas concedendi leges generales*、及び特に流血裁判権とその他の実刑・拘留・罰金刑を科する権利よりなるとされた⁽⁹¹⁾。彼はかかる分類を行った上で、裁判権及び特に純正命令権と混合命令権の担い手は誰かという問題の処理に移る。その際に、彼は事実上独立的な都市国家が併存・割拠する一四世紀当時イタリアの現実の国制状況を踏まえながらも、註釈学派に依拠しつつ極めて一般的な理論を展開する。彼は先ず「ある者が、州をなすいずれかの領域的統一体を支配する時には常に、純正命令権を有する」*Quandoque aliquis praest aliqui universitati, quae facit provinciam, tunc habet merum imperium*と説く⁽⁹²⁾。同時に彼は*civitas Romana*及び皇帝によりなされた承認・時効・慣習法に基づきイムムニタースを有するその他多くの都市国家も又純正命令権を有することを認める。さらに彼は「ある者が都市国家ではなく城塞管区乃至*municipium*をなすいずれかの領域的統一体を支配する時には、もし当該城塞管区が別の都市国家に従属しているのであれば、一切の裁判権を有する」*Quandoque quis praest alicui universitati, quae non facit*

civitatem, sed castrum seu municipium, tunc si illud castrum subsit alii civitati, nullam iurisdictionem habet et述べる⁽⁹⁵⁾。それ故に、バルトルスは領域的統一体を州、都市国家及び城塞管区乃至 municipium に三分類し、純正命命権はそのうち州には普通法上当然に、都市国家と城塞管区乃至 municipium には、上位者を認めない場合に帰属すると主張したのである⁽⁹⁴⁾。

さて、大司教は一五五八年八月の領邦君主権力定式化において、大略以上のこときバルトルス理論に依拠しつつ、都市をも包含する州の支配者たる自分こそが裁判権、特にその中核をなす純正及び混合命令権を保持すると主張した⁽⁹⁵⁾。さらに、大司教はこの権力を有する自分のみが領邦君主権の担い手であり、参事会ではなく都市におけるかかると大司教の代理人たるアムトマンが裁判権を行使するとした上で、アムトマンの逮捕権をこの裁判権より導き出したのである。それに留まらず、大司教は伝統的に誠実宣誓を通じ自己を支配者として承認してきた都市コーブレンツが裁判権を有することはありえず、さらに都市の参事会が逮捕権を有することもないと論証する⁽⁹⁶⁾。この論証は後にしばしば、都市は単なる行政権しか有さない従属的 municipium であるという解釈を生み出すに至った。

次にバルドゥスの理論を見てみよう。彼は師バルトルスの裁判権理論を發展させつつ、支配領域 territorium を——一七世紀に至るまで支配的影響を及ぼすことになる——法概念として定義することに成功した。バルドゥスは、「支配領域とは裁判権により保護され武装された領域空間に外ならず」territorium non est aliud quam terrae spatium munitum et armatum iurisdictione⁽⁹⁷⁾。「支配領域の境界は……裁判権の境界である」limites iurisdictionis sunt …… limites territorii と定義する。この事実は彼が支配領域を裁判権領域と同一視することにも、裁判権を領域支配に不可欠の要素であると看做したことを意味するのである。かくして、彼の裁判権概念の内容が問題となる。彼は「純正命令権は絶対的権力である」merum imperium est absoluta potestas と解釈し、師と同様純

正命令権を裁治権の中核に据えたが、しかし純正命令権に対し師と異なる定義を与えた。⁽⁹⁸⁾ すなわち、バルドゥスは「条例制定権は純正命令権に属する」*facere statuta sit meri imperii*と解釈し、立法権が純正命令権の一環をなすことを認めはする。⁽⁹⁹⁾ しかし他方において、彼は「純正命令権は剣の権力と刑罰権に基づく」*merum imperium consistit in gladii potestate et animadversione*と解釈することにより、剣の権力乃至流血裁判権に絶対的意義を帰する。⁽¹⁰⁰⁾ それ故に、彼は純正命令権の最高段階たる流血裁判権を、領域支配にとり絶対的に必要な前提条件であると定式化したのである。なお、彼は「州の支配者」*praesides provinciarum*がこの流血裁判権の担い手であると述べている。

さらに、重大な事実はバルドゥスが同時に、かかる純正命令権は「王法により皇帝に与えられた」*imperatorii concessa per legem regiam* 絶対的権力であると解釈した事実である。⁽¹⁰¹⁾ この定式化によりバルドゥスは、皇帝を帝国の最高裁治権保持者たる地位に据え、帝国におけるその他すべての公権力を皇帝権力より導き出したのである。その際にバルドゥスは伝来のレーエン制的授封観念とローマ的委任観念を論拠としつつ、皇帝権力以外の公権力を皇帝の尊厳 *dignitas* に由来する官職レーエンであると理解した。⁽¹⁰²⁾ 彼は「皇帝より大公領を授封された者が大公、辺境伯領を授封された者が辺境伯、伯領を授封された者が伯と呼ばれる」*Dux dicitur qui a principe de ducatu est investus. Marchio qui de marchia. Comes qui de comitatu et解釈し、*」の三つの支配領域が官職レーエンであると述べる。⁽¹⁰³⁾ バルドゥスのかかる領邦権力論は、「ドイツ帝国の領域において中世に成長した領邦権力を、帝国国制法の完結的体系の中に組み入れる可能性を、ローマ法に志向した法学に開いた」のである。⁽¹⁰⁴⁾

さて、都市コーブレンツとの関連では、一五五八年八月の定式化においてトリーア大司教は右のごときバルドゥス理論を援用しつつ、自分こそが帝国諸侯として帝国レーエン保有者であるが故に、領邦君主権及びその本質をなす流血裁判権を不可分の統一体として国王より受封し行使する権利があると主張し、都市が領邦支配権を有す

ることを一切認めなかつた。⁽¹⁶⁾さらに大司教は、註解学派の延長線上に国王尊厳と結び付けられた領邦君主権をレーエン制的授封に基づく統一的レガリーエン Regalien であると解釈するドイツ法学の U・ツァジウスに依拠し⁽¹⁶⁾、レガリーエンたる領邦君主権に属する諸権利を行使するのは自分であつて都市ではないとも定式化した。⁽¹⁶⁾大司教は自分がかかる権利の担い手として公権力 Obrigkeit であるのに対し、都市民は単なる「私人にして臣下」privati et subditi であるにすぎないと主張したのである。

次に、その後一五五八年一〇月頃早くも、ヨーハン六世は、後に武力による都市の制庄後同六二年四月一日新たな市制を定める目的で発布した——自己の姓 von der Leyen に因んで Leyana と命名された——都市法の草案を作成した。⁽¹⁶⁾この草案の主な論点は以下のごとし。大司教はその序文において再びバルドゥスの流血裁判権理論とツァジウスのレガリーエン理論に依拠しつつ、領邦君主権を「皇帝の主権と神聖ローマ帝国より由来するオーブリッヒカイトとレガリーエン」von der Key, Mtn. und dem heiligen Reich tragender oberkeit und Regalien より導き出し、都市は領邦君主権に従属すべきであると主張する。同時に大司教によれば、新たな「改革と規則作成」reformation und ordnung に至つた理由は、「公共の利益及び市民のポリツァイの管理における有害な又危険な不法と無秩序」schedliche und verderbliche unrichtigkeit und unordnung in Administration des gemeinen nutzens und bürgerlicher Policy の除去であるという。なお、「公共の利益」なる理念は「法を守り平和を維持する」という中世的觀念に代わり、一五世紀末期以後初めてラントの指導的國家理念となつたものである。⁽¹⁶⁾又ポリツァイなる概念は一四〇〇年頃フランスにおいて形成され一五〇〇年以後ドイツにおいても、帝國及びラントの指導的國家理念となつた概念である。⁽¹⁶⁾さらに、大司教は例えは特に自己の教会裁判所と世俗裁判所に対する臣民の服従義務をも定めている。⁽¹⁶⁾草案はこの服従義務の根拠として、特に裁判所による糾問訴訟を規定する CCC. (六条) を援用した。⁽¹⁶⁾大司教は領邦トリアにおいて CCC. がすべての裁判の規準となることを意図

したのである。

さらに大司教は草案の中で、上述領邦君主権の一般的定式化の外に、再び、皇帝を「帝国の保護者及び擁護者」*protector und defensor des Reiches*であると解釈するバルトルス⁽¹⁵⁾、及び皇帝を領邦君主に対する流血裁判権の譲与者であると把握するバルドゥスに依拠しつつ、領邦君主権の具体的定式化を行って⁽¹⁶⁾もいる。すなわち、「さらに、公共の平和が守られるべき」ときこと又はラントが悪しき人間により贖罪されるべきときことは、神により委託されたその官職の名においてオーブリッヒカイト及び皇帝の一般的権利という権力に属し又これらの義務であるが故に、⁽¹⁷⁾又さらに弱者が強者と有力者により抑圧され不利益を与えられ「るべきでは」ないが故に、これに加えてさらに広い範囲に亘り統治権を有するラントの支配者、領邦君主及び諸侯はラント内の都市と市場町に對し又そこにおいて自己の下位の統治者、アムトマン及び命令権者に……（自分を）代表し又代理することを命令する責任を負う」*Dieweil dan der oberkeit ires von gott bevollenen Ampts halb und dan in craftt gemeiner Keyserlichen rechten zustehet und obligt, ut publica tranquillitas conservetur, ut malis hominibus provinciae purgentur, und dan die geringeren durch die sterckeren und mechtigeren nit verdrückt und vernachteiliget werden, darzu dan die praesides provinciarum, Landsherrn und Fursten in weitauffigkeit der regierung ire undersetzte Regenten, Ampleuth und Bevelhaber hin und wider in Stedten und Flecken der Provincien und Landschafften …… zu representieren und zu vertreten zu verordnen pflegen*⁽¹⁸⁾。最後に草案において、大司教は従来数多の自己に對する不服従行為の犯人は参事会であるが故に、これを皇帝と大司教に對する「主権侵害の罪」*crimen laesae maiestatis*を犯したと非難すると同時に、参事会はこの罪により法律上当然に「あらゆる自由」*alle und jede freiheit*を喪失したと論定する⁽¹⁹⁾。この主権侵害の罪という概念も又カール大帝（在位七六六—八一四年）及び特にフリードリッヒ一世（在位一一五二—九〇年）のレガリーエンに関する法律 *Constitutio de*

regalibus (同五八年) 第一条を通じて、ローマ法より継承されたものである⁽¹⁰⁾。したがって、結論として述べるならば、大司教はほとんど全くCCCと下級裁判所規則のごとき制定法、中世ローマ法学とドイツ法学のごとき質問、及びポリツアイ・公共の利益・主権侵害の罪という法概念の上に基礎づけられた領邦君主権を武器として、中世的伝統的都市自律権に対し攻撃を加えたのである。上述のごとく、都市のみならず正に大司教自身が都市に對する自己の要求を革新乃至改革であると位置づけている事実も又その証左とならう。なお、なるほど大司教は草案の中で誠実宣誓を都市の服従義務の根拠であると主張するが、しかしこれを領邦君主権の法学に基づく論証には全く利用していない⁽¹¹⁾。

続いて、先ず、大司教による都市の制圧に簡単に言及しておこう。大司教は上述一五五五年六月三日の暫定的和解契約に従い、同五九年都市と平和的交渉をなすことを決定したのであるが、アウクスブルク帝國議會への出席を理由として、同年一月二日交渉を延期する旨を參事會に伝えた⁽¹²⁾。大司教は同時に、もし參事會が自分の不在中に新たな敵對行動を起こしたならば、平和的交渉とは「別の手段を取る」andere Wege für die handt nemenと警告することも忘れなかった。參事會がこの警告により慎重になった故であらう、同五九一六〇年には大司教と都市の間に目立った事件は生じていない⁽¹³⁾。しかしその後、大司教はコーブレントツの潜在的同盟者たるラントグラーフ・フォン・ヘッセン Landgraf von Hessen並びにナッサウ伯 Graf von Nassauとその他のプロテスタント勢力が介入してこないこと、及びその他の諸都市がコーブレントツとの同盟に基づき反乱を起こさないことを予め見定めた上で、一五六一年の秋愈々制圧に着手した⁽¹⁴⁾。制圧の第一撃は都市の經濟的基礎に向けられた⁽¹⁵⁾。先ず、大司教は一〇月二日エーレンブライトシュタイン Ehrenbreitstein、ラーンシュタイン Lahnstein、コーブレントツツェル・イム・ハム Zell im Hamn、ベルクブルレーゲ Bergflege、ミュンスタマイフェルト、コッヒェム Cochen、ブイェン Mayen及びモンタバウアー Montabauerの各アムトマンに、都市外にあるコーブレントツの貴

族と聖職者を除く全市民のすべての財産を差押えることを命令した。さらに大司教は、都市に運ばれるすべての積荷を通過させないよう、ポツバルト、エンゲルス Engers、コーブレンツ及びコッヒュムの各関税徴収所に命令を発している。

さて、経済封鎖により特に生活に困窮を来したのは、蓄えを持たないツンフト手工業者であった。⁽¹²⁾ 大司教自身も又ツンフト手工業者を参事会より分断し味方に付けるべく、一〇月六日ツンフトに次のことき趣旨の書簡を送っている。すなわち、大司教は富者と同様貧者に対しても高い税金を賦課し且つ私腹を肥やしている参事会を攻撃目標としており、ツンフト親方の権利を削減することを意図しているのではない。⁽¹³⁾ かくして大司教は一〇月一日都市民兵隊の中核的担い手たるツンフトを帰順させることに成功した。⁽¹⁴⁾ 大司教は同時に、「数々の仕方を選定候たる余のオープリツヒカイトと統治権に手を伸ばし又妨害を加えるべく、しばしば不敵に高慢に又全く忘れがちに余に反抗する」とともに、多くの種類の悪しく軽蔑的な嘲弄と侮辱をなした⁽¹⁵⁾「zu mehrmalen trutzenlich, hochmuetiglich und gantz vergessenlich gegen uns aufgeteinet, uns in mancherlei weiff nach unserer churfürstlichen oberkeit und Regierung zu greiffen und zu verstossen understanden, darneben villerlei schimpffs und schmach bößhaffiger verachtlicher weiff bewiesen 廉で、参事会に対し再び主権侵害の罪と一一、〇〇〇金ツルデン Gulden の罰金を宣告した。⁽¹⁶⁾ さらに、大司教は参事会が主張する権利は「篡奪による」angemaht⁽¹⁷⁾ものであるが故に、参事会を行政権のみを有する「municipium の政庁」magistratus municipalis⁽¹⁸⁾であると格付けする。⁽¹⁹⁾ これに対し参事会は一〇月の時点では古来の慣習の維持乃至防衛に努力することが、何故に罪であると非難されねばならないのかを理解しえないと主張するに留まり、新たな論証を提示することはできなかった。⁽²⁰⁾ 遂に翌六二年二月一六日、大司教は総勢一四九名の武装騎兵を率いリュッツェルコーブレンツよりライン河に架かるバルドゥイン橋を通じ、全く抵抗を受けることなく都市に進駐し制圧したのである。⁽²¹⁾ 都市の無抵抗は、事前の経済封

鎖により市民が疲弊していた外に、これにより特に打撃を蒙ったツンフトが大司教に帰順していた結果である。⁽¹²⁹⁾
かくして、四月一日大司教は新たな市制を確立すべく、予め四年前草案として作成していた都市法 Leyana を改訂・發布し、都市を領邦国家に吸収統合するに至ったのである。⁽¹³⁰⁾

次に、都市君主たる大司教が制定した新たな都市法 Leyana が、従来の争いの過程で特に激しく論争されたアムトマンの地位・審判人団（審判人とシュルトハイス）問題・新参事会制度・逮捕権の帰属問題を繞り導入した改革を見てみよう。アムトマンは大司教の名において都市の監督官庁たる地位を占め、都市による Leyana の遵守を監督すべきであると定められた。⁽¹³¹⁾ さらにシュルトハイスではなくアムトマンが参事会に出席すべきであると同時に、もしアムトマンが出席するの でなければ、参事会会議の開催は許されなくなった。その際に、アムトマンは参事会員乃至市民としての資格ではなく、大司教の代理人としての資格で参加すべきこととされた。又アムトマンの同意がなければ、市民集会の招集開催は許されなくなった。これに加え、アムトマンは大司教の代理人として市民の保護義務を委ねられた故に、市民に不利益を与える目的でなされる参事会決議を阻止する義務、及び阻止に失敗した場合には大司教の裁断を仰ぐべくその面前に当該参事会決議を提起する義務を委ねられた。

審判人団に関し、シュルトハイスは従来と異なり審判人職の兼職を許されず、裁判所の議長たる職務に専念すべきこととされた。⁽¹³²⁾ 審判人の任命に関しては、審判人団が欠員一名につき後任候補者三名を大司教に提案し、大司教がその中より一名を任命するという一五〇一年以来の慣行が維持された。⁽¹³³⁾ さらに審判人団による裁判に関し都市法が加えた重要な改革は、提案されるべき判決につき審判人団の意見が可否同数に分れた時には議長（裁判官）たるシュルトハイスに決定権を委ねるという改革である。又裁判基準たる法に関し Leyana は、シュルトハイスと審判人団は従来と異なり自律的都市法ではなく、大司教が制定した審判人規則（一五二七年）と下級裁判所規則（同三七年）、及び大司教が導入を決定した帝国法たる CCC を準拠とすべきことを定めた。ここに都市裁判

所に対するシュルトハイスの影響力が実質的に強化されたのみならず、都市裁判所は領邦君主たる大司教領の下級裁判所として位置づけられ、領邦の裁判制度の中に組み込まれたのである。なお、都市法が大司教の制定規則と帝国法を都市裁判所に導入した事実は、大司教がその官僚たるシュルトハイスと審判人を通じ当裁判所の従来の身分制的なディングゲノッセンシャフト的裁判を排除し、客観的制定法に基づく合理的裁判へと変更したことを意味する。⁽¹³⁾

さらに、参事会制度に関し都市法は、一三六六年に法的に確定されて以来常に守られてきた新旧両参事会による二院体制と全体参事会制度自体は、これを維持することを定めた。⁽¹⁴⁾しかし、都市法は都市の制圧に至るまでの争いの過程で大司教の陣営が激しく論難してきた新参事会制度に対し大幅な改革を加えた。つまり、都市ゲマインデ確立期一三六六年以来シュルトハイス一、市長二(騎士一、審判人乃至特権市民二)、騎士四、審判人二、特権市民五、手工業者七及び市書記一の合計二二名よりなる新参事会構成が維持されてきた。⁽¹⁵⁾一三六六年に大司教によっても承認されていたこの体制を、都市法はシュルトハイス一、騎士八、審判人七、特権市民四及び手工業者四の合計二四名(そのうち、一名が市書記である)に変更した。なお旧来と同様、そのうち騎士一と審判人乃至特権市民一の合計二名が市長職を占めることとされた。一三六六年体制とLevinaが導入した新体制を我々は比較するならば、騎士は三、審判人は四―五名増加し、逆に特権市民は一―二、手工業者は三名減少したことが分る。因みに言うならば、新参事会議席それ自体の増加分二、及び特権市民・手工業者・市書記の議席の減少分を合計した七―八議席は増加した騎士・審判人に割り当てられたのであろう。いずれにせよ、総数一四名の審判人全員が旧参事会員資格と並び新参事会員資格を有すべしとする大司教と審判人の年来の要求は実現されなかつたが、しかし審判人の新参事会議席そのものは二―二・五倍も増加した。ここに大司教は、日常の参事会業務の処理と特に都市財政監督権を通じ優越的地位を占めると同時にかならずしも自己に従順ではなかつた新参事会

を、より強く掌握しうる段階に到達したのである。さらに大司教は都市法において、新参事会審判人のうち自己が選んだ四名を旧参事会審判人（合計七名）のうちの四名と毎年交代させる旨を規定することにより、すべての審判人が新参事会員に就任しうる可能性をも開いた。⁽¹³⁾したがって、大司教は交代という巧妙な方策を用いて、審判人の新参事会議席問題をほぼ所期の思惑通り自己の陣営に有利な方向で解決したのである。

この外に、都市法は新参事会に關し、権限とアムトマンの地位の点でも重要な改革を行った。先ず、都市法は腐敗する傾向にある新参事会より都市財政監督権を奪うとともに、これを都市全体の利益に係わる決定をなすべき全体参事会に帰属せしめた。⁽¹⁴⁾この事實は、大司教が都市財政の健全化延いては担税力の強化を改革の目的としたことを物語る。次に都市法は、新参事会の特権市民のうち二名と手工業者全員（四名）が各々旧参事会の特権市民（総数四）二名及び手工業者（総数四）四名と毎年交代すべき旨を定めた。その際に、問題は、新たに新参事会員に就任するかつての旧参事会員が、市長と一緒にアムトマンに対し、参事会宣誓をなすべき旨を都市法が定めた事實である。⁽¹⁵⁾以前はアムトマンではなく参事会議長たる市長がこの宣誓を受理したのである。⁽¹⁶⁾それ故に、右の改革は、都市法が特に参事会は「我々の最も慈悲深い大司教の名において」von wegen unsers gnädigsten Herrn 決議をなすべきことを定めた事實とも相俟って、大司教の代理人たるアムトマンを市長の上位に立つ参事会代表の地位に据え、参事会並びに市長をアムトマンの宣誓官吏としてその從属的地位に置いたことを物語る。この事實は又、参事会と市長が最早ケマインデの機関ではなく大司教の機関と化したことをも意味する筈である。さらに、アムトマンのかかる権限強化は、アムトマンが欠員参事会員の補充選挙を全体参事会と共に行い、アムトマンのみが議案提出権を有し、会議中議案に關し議長たる市長によりその他すべての参事会員に優先して質問を受ける権利を有する旨が定められた事實からも窺われる。⁽¹⁷⁾以前には欠員参事会員の補充選挙を全体参事会が単独でなし、⁽¹⁸⁾告発を始めとする議案提出権を市長が有し、⁽¹⁹⁾又アムトマンは抑も質問を受ける権利を有していなかつ

たのである。⁽¹⁶⁾ いずれにせよ、特にアムトマンによる議案提出権の独占は参事会乃至都市が自立的な政治活動の権利を剝奪されたことを如実に物語る筈である。

最後に、大司教とゲマインデ相互間の最大の危機的闘争要因たる逮捕権の帰属に關し都市法が加えた改革を取り上げたい。都市法はCCC(二一九条)に基づき、重大な刑事事件においてはアムトマンのみが審判人団の承認を得た上で逮捕権を行使し、市長は要求された場合に援助を提供すべき旨を定めた。⁽¹⁷⁾ さらに、都市における良き公共の秩序維持を目的とするポリツアイ條例 *Polizeiordnung* に違反する軽微な事件においては、市長と共にアムトマンも又大司教の名において逮捕権を行使すべきことを定めた。いずれの事件においても、従来は市長がアムトマンの同意と立会を得つつも逮捕権を行使してきたが故に、⁽¹⁸⁾ 都市法は新たにアムトマンに逮捕権を与え、且つ特に前者の事件においては市長の逮捕権を完全に否定したのである。

かくして、以上の改革事項だけを取って見ても、新たな都市法 *Landrecht* は都市ゲマインデが一四世紀中葉までに確立されて以来伝統的に行使してきた自律権を大幅に削減・剝奪し、都市をオーブリッヒカイト乃至領邦君主たる大司教及び特にその代理人たるアムトマンに從属する下級の機関へと格下げしたことが分る。又大司教自身による上からの *Leyana* の制定という事実自体が、法形式上身分制的特權法たる従来の都市法がオーブリッヒカイトの制定による客觀的規則へと變更せしめられたことを意味することにも我々は注目しておきたい。

五 むすび

最後に、都市君主権力によるゲマインデの自律権剝奪を可能にした原因を考察し、これをむすびとしたい。以上陳説した自律権剝奪に至るまでの事実關係に基づき、我々はその原因として、都市の財政力低下、都市民の困

結の破綻及び都市君主権力の領邦君主権力としての強化の三点を挙げねばならない。先ず、財政力低下が都市君主による都市自律権剝奪の重要な原因をなしたことは、上述のごとく審判人が、決算を通じ財政監督権を有する当の新参事会が乱脈な財政運営と買収により腐敗したことを理由として、決算への審判人の参加延いては新参事会制度自体の改革を要求した事実が示している。⁽¹⁶⁾ 大司教の宣番官吏たる審判人は、宗教改革に端を発する政治的動乱と帝国におけるハーブスブルク家の覇権の拡大に対抗するとともに反宗教改革を促進するためにも、充分な貨幣の調達を必要とした大司教の意を体して、右の要求をなしたのである。したがって、都市が大司教の増大した貨幣重要を従来⁽¹⁷⁾の制度をもってしては最早充足しえなくなったが故に、大司教が都市の問題に干渉してき、改革を導入したと我々は言わねばならない。⁽¹⁸⁾ 次に、都市民内部における団結の破綻が都市ゲマインデの剝奪に帰着したことは、外ならぬ都市の名望家層たる審判人が特に決算への参加を通じ新参事会制度を論難すると同時に参事会と対決した事実、さらに直接には、都市の軍隊の主要な構成員たるツンフトが都市制庄の直前大司教に帰順し、都市の無血開城を許した事実より窺われるのである。⁽¹⁹⁾ 特にこの軍勢力により裏打ちされた団結を欠いた都市は、進駐した大司教の軍隊の前に敢え無く降伏する外はなかつたのであろう。

第三に、決定的な点は、一六世紀段階において大司教権力が都市とは比較にならない程度に軍事的・政治的権力手段を動員しうるまでに自らを強化したという点にある。大司教は最終的に都市を屈服せしめるために直接の軍勢力に訴えるとともに、その直前準備工作としてなした都市を疲弊させるための経済封鎖に、四箇所の関税徴収所役人を動員することができた。この経済封鎖により最も打撃を受けた蓄えを持たないツンフトは、良く装備された騎士と騎兵からなる極めて堂々たる大司教の軍隊を前にし、抑も戦わずして戦意を喪失し民兵隊を編成することさえできなかったのである。⁽²⁰⁾ さらに、この関連で重要な事実は、上述のごとく、大司教が官吏たる顧問官・アムトマン・シュルトハイス・審判人を、都市自律権剝奪のための政治的権力手段として実質的に掌握し動員す

ることもできた事実である。けだし、大司教はこれらの官吏を通じ自己の支配権の正当性を主張したからである。所謂官僚制による身分制的特権の打破である。⁽¹³⁾ その際に、大司教と役人は行政と裁判の合理化への要求と相俟って、特に帝国法たるCCC及びバルトルス・バルドゥス・ツァジウスの法学、さらに主権侵害・公共の利益・ポリツァイのごとき法概念を理論的基礎として、都市に優越すべき大司教の領邦君主権乃至オープリツヒカイトたる地位の論証を試みた。これに対し都市は、審判人(一五二六年)とシュルトハイスたるレンゲンフェルト(同四年)がいみじくも指摘したごとく法律知識に無知であり、ほとんど専ら一四世紀中葉のゲマインデ確立期以来伝統的な都市自律権をその諸権利の論拠として提出するのみであった。⁽¹⁴⁾ 古来の慣習に必死の思いで取り纏る都市ゲマインデは、権原を繞る論争においても、最早一四世紀中葉におけると異なり、上述のごとく自己の改革要求が革新であることを自認しつつもこれを法学と法概念に基づき論証を試みつつあった大司教の敵ではなかったのである。

なお、参事会は大司教の軍隊による制圧の直前一五六一年の年末に、都市法律顧問ファン・ライヴァンレイ(ケルン市民)の助言に基づき、「コーブレンツにおいて逆の事柄となお逆の慣習が証明され、又人々の思考を支配しているの でなければ、すべての人間はその本性上最初から自由であるべきである」*omnes homines de sui natura ab origine sint liberi, nisi contrarium doceatur und ist auch uber menschen gedanken und noch sothaniger Prauch zu Coblenz と主張し、さらに市民が自由身分を有する事実をその論拠として挙げた。⁽¹⁵⁾ しかし、大司教が都市を制圧した事実を我々は考慮するならば、普遍的人權に基づくかかる自然法上の自由観念は大司教の一顧だに値しないものであるとともに、都市自身によっても到底実現されえないものであった。序に言うならば、右のごとき主張の中に自然法的自由観念と身分制的自由観念が交錯して現れていることは注目しておきたい。けだし、中世都市の近代に志向する側面が僅かながらも認められうるからである。*

いずれにせよ、一三世紀末期以後経済力・軍事力・キリスト教的市民宣誓・都市君主権力の領邦権力としての未成熟という四条件に支えられゲマインデとして発展してきた都市コープレントツは、そのうちの三条件を喪失したが故に、一六世紀中葉自律権を廃棄された⁽¹⁵⁾。未来は領邦君主権力にあるのに対し、自律的都市ゲマインデは歴史的間奏曲に留まったのである。しかし、法制史上近代的法制度と法の合理化は中世都市より始まると夙に言われてきたことも事実である⁽¹⁶⁾。領邦国家史と共に、中世都市法と近代法形成の連関という問題乃至中世都市が近代との関連において有する文化意義を確定することを今後の筆者の課題としたい。

(一) 原々 H. Planitz, Kaufmannsgilde und städtische Eidgenossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. und 12. Jahrhundert, ZRG. GA. 60, 1940 (齋田徳之助「中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体——」, 昭和三四年); Ders., Frühgeschichte der deutschen Stadt (K. — H. Jahrhundert), ebenda 63, 1943 (林毅訳「ドイツ中世都市の成立」, H. ブラーニミン著「中世ドイツの政治都市」, 昭和五八年, 所収); Ders., Die deutsche Stadtgemeinde, ebenda 64, 1944 (同訳「都市共同体の形成と『土地権』」, 上掲林毅訳「所収」); Ders., Die deutsche Stadt im Mittelalter, 1954; E. Ennen, Frühgeschichte der europaischen Stadt, 3. Aufl., 1981; Dies., Die europaische Stadt des Mittelalters, 3. Aufl., 1979 など並びに。さあ藤井ヤトシユキ「Stadtgemeindeの集約と『土地権』」, 『二十世紀と歴史』, 1979年。

(二) 小橋の力は都市ドイツの発展に置かれる。領邦国家史の本格的な研究はなお他日に期した。

(三) M. Dirks, Das Landrecht des Kurfürstentums Trier. Seine Geschichte und seine Stellung in der Rechtsgeschichte, 1965, S. 103; H. Isay, Zur Geschichte des Trierer Schöffengerichtes, Triersches Archiv Heft 1, 1898, S. 85; K. Eiler, Stadtfreiheit und Landesherrschaft in Koblenz. Untersuchungen zur Verfassungsentwicklung im 15. und 16. Jahrhundert, 1980, S. 162.

(四) F. Michel, Die Geschichte der Stadt Koblenz im Mittelalter, 1963, S. 246; H. Isay, a. a. O., S., 84f.

(五) M. Dirks, a. a. O., S. 103; H. Isay, a. a. O., S. 85; K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 2 (1250—1650), 4. Aufl., 1981, S. 256.

(六) K. Eiler, a. a. O., S. 162ff., 172; M. Bär, Urkunden und Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt

- Koblenz bis zum Jahre 1500, 1898, S. 112f.
- (7) M. Bär, Urkunden und Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Koblenz bis zum Jahre 1500, S. 82Nr. 14, S. 83Nr. 26 ; F. Michel, Kobelnz, S. 286ff.
- (8) K. Eiler, a. a. O., S. 162f., 172, 212f. Ferner vgl. auch G. Kantenich (Hrsg.), Geschichte der Stadt Trier von ihrer Gründung bis zur Gegenwart, 1979 (Unveränderter Nachdruck der Ausgabe von 1915), S. 255.
- (9) M. Bär, U. u. A., S. 65f. ; F. Michel, Koblenz, S. 78, 139 ; K. Eiler, a. a. O., S. 92, 109f. ゆゑに拙稿(一) | 五四頁下段参照。
- (10) M. Bär, U. u. A., S. 112. 拙稿(一) | 五四頁。
- (11) 拙稿(一) | 五四頁以下。
- (12) K. Eiler, a. a. O., S. 172.
- (13) Ebenda.
- (14) K. Eiler, a. a. O., S. 93f.
- (15) K. Eiler, a. a. O., S. 94, 375ff. Liste im Anhang.
- (16) F. L. Wagner, Die Ministerialität in den mittelhheinischen Städten zwischen Boppard und Bacharach, in : E. Maschke und J. Sydow (Hrsg.), Stadt und Ministerialität. Protokoll der IX. Arbeitstagung des Arbeitskreises für südwestdeutsche Stadtgeschichtsforschung Freiburg im Breisgau 13.—15. November 1970, S. 127 ; K. Eiler, a. a. O., S. 164, 166.
- (17) K. Eiler, a. a. O., S. 173.
- (18) K. Eiler, a. a. O., S. 166, 173.
- (19) K. Eiler, a. a. O., S. 173.
- (20) M. Bär, U. u. A., S. 76. 拙稿(一) | 四一頁以下。
- (21) K. Eiler, a. a. O., S. 136, 173 ; M. Bär, U. u. A., S. 24. 拙稿(一) | 四一—四頁。
- (22) K. Eiler, a. a. O., S. 174f.
- (23) 拙稿(一) | 三十七頁上段を是非参照をりたい。
- (24) M. Bär, U. u. A., S. 40ff. 拙稿(一) | 四四頁。
- (25) K. Eiler, a. a. O., S. 175f. 拙稿(一) | 四七頁以下、一五一頁、一五六頁以下も参照。
- (26) Landeshauptarchiv Koblenz Bestand 1C : Kurtrier, Akten (以下 LHA Ko 1C と略記), Nr. 2142, S. 73—94 und S. 107—116 ;

- K. Eiler, a. a. O., S. 178ff.
- (27) LHKo 1C, Nr. 2142, S. 61, 63, 65 ; K. Eiler, a. a. O., S. 181ff. 参事会権限に関し、拙稿(一) 一四四頁以下参照。
- (28) LHA Ko Bestand 701 : Handschriften, Nr. 18, Bl. 38v. ; LHKo 1C, Nr. 2142, S. 125—157 ; K. Eiler, a. a. O., S. 181f.
- (29) K. Eiler, a. a. O., S. 214.
- (30) LHA Ko Bestand 623: Archiv der Stadt Koblenz (以下 LHA Ko 623 と略記), Nr. 1537. S. 590 ; K. Eiler, a. a. O., S. 232.
 ヌムルトクニスに関し、拙稿(一) 一五三頁以下参照。
- (31) LHA Ko 1C, Nr. 2142 ; K. Eiler, a. a. O., S. 232ff. 新参事会の決算権と収入役人に関し、拙稿(一) 一四九頁以下参照。
- (32) 新参事会の構成に関し拙稿(一) 一四三頁以下参照。
- (33) LHA Ko 623, Nr. 1537, S. 601 ff., 683f. ; K. Eiler, a. a. O., S. 232 und 234f.
- (34) K. Eiler, a. a. O., S. 212f.
- (35) K. Eiler, a. a. O., S. 233. 全体参事会に関し拙稿(一) 一三八頁以下参照。
- (36) K. Eiler, a. a. O., S. 234. 新旧両参事会による二院体制が一三六六年に法形式上確立されたことに関し、拙稿(一) 一四三頁以下参照。
- (37) LHA Ko 1C, Nr. 2142 ; K. Eiler, a. a. O., S. 234f.
- (38) K. Eiler, a. a. O., S. 235.
- (39) K. Eiler, a. a. O., S. 237f.
- (40) K. Eiler, a. a. O., S. 234 und 236f.
- (41) K. Eiler, a. a. O., S. 237ff. ; O. G. von Looz-Corswarem, Ein Entwurf zu einer kurtrierischen Landesvereinigung von 1547 und seine Vorlagen. Rheinische Vierteljahrsblätter 38, 1974, S. 227.
- (42) LHA Ko 623, Nr. 1538, S. 34 ; K. Eiler, a. a. O., S. 240.
- (43) LHA Ko 623, Nr. 1538, S. 96 ; K. Eiler, a. a. O., S. 150f., 241f. 拙稿(一) 一四六頁、一五七頁上段参照。
- (44) LHA Ko 623, Nr. 1538, S. 166, 194 ; K. Eiler, a. a. O., S. 242f. 参事会乃至市長の逮捕権に関し、拙稿(一) 一四六頁以下参照。
- (45) LHA Ko 623, Nr. 1538, S. 181, 217f. ; K. Eiler, a. a. O., S. 243.
- (46) アムトホスに関し拙稿(一) 一五三、一六〇頁参照。
- (47) LHA Ko 1C, Nr. 2142, S. 434f. ; K. Eiler, a. a. O., S. 244.

- (48) K. Eiler, a. a. O., S. 246.
- (49) Ebenda.
- (50) Ebenda.
- (51) 以下の叙述はK. Eiler, a. a. O., S. 246ff.による。シュルトハイスが参事会に属した事に関し、拙稿(一)、一四〇—一二頁参照。
- (52) この詳細に関し拙稿(一)、一三八頁以下、一四二頁以下参照。
- (53) 拙稿(一)、一五〇頁以下参照。
- (54) 前出註(44)参照。
- (55) 審判人の参事会員資格に関し、拙稿(一)、一四〇—四頁参照。
- (56) K. Eiler, a. a. O., S. 248.
- (57) K. Eiler, a. a. O., S. 248f.
- (58) K. Eiler, a. a. O., S. 230, 249f.
- (59) 鳩造郎「カルル五世刑事裁判令(カロリナ)」、「神戸法学雑誌」、一八卷二号、昭和四三年、一九八頁。Vgl. auch H. Fehr, Deutsche Rechtsgeschichte, 6. Aufl., 1962, S. 235.
- (60) K. Eiler, a. a. O., S. 250f.
- (61) K. Eiler, a. a. O., S. 251.
- (62) K. Eiler, a. a. O., S. 257, 259.
- (63) K. Eiler, a. a. O., S. 252, 259.
- (64) LHA Ko 623, Nr. 1538, S. 406—421 ; K. Eiler, a. a. O., S. 259ff.
- (65) 偽造事件に対する教会裁判権に関し、拙稿(一)、一五四頁上段参照。
- (66) 参事会を代表する市長の逮捕権に関し、拙稿(一)、一四六頁以下参照。
- (67) LHA Ko 623, Nr. 1538, S. 423—428 ; K. Eiler, a. a. O., S. 260.
- (68) LHA Ko 1C, Nr. 2133 ; K. Eiler, a. a. O., S. 252f.
- (69) LHA Ko 1C, Nr. 2133 ; K. Eiler, a. a. O., S. 252f. なおボリツアイの意味に関しK. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 2, 281ff.参照。
- (70) LHA Ko 1C, Nr.2133 ; K. Eiler, a. a. O., S. 252f.

- (71) K. Eiler, a. a. O., S. 252f.
 (72) K. Eiler, a. a. O., S. 253.
 (73) Ebenda.
 (74) LHA Ko 1C, Nr. 2133 ; K. Eiler, a. a. O., S. 252, 261f.
 (75) LHA Ko 1C, Nr. 2133 ; K. Eiler, a. a. O., S. 264.
 (76) 誠実會報に關し拙稿「一五〇頁以下参照」。
 (77) K. Eiler, a. a. O., S. 265.
 (78) K. Eiler, a. a. O., S. 277.
 (79) 以上の村落共同体を中世ローマンの市民権を有したことに關し、拙稿「一五三頁上段、同」一二四頁下段参照。
 (80) LHA Ko 623, Nr. 1540, S. 158—160 ; K. Eiler, a. a. O., S. 291f.
 (81) K. Eiler, a. a. O., S. 289.
 (82) K. Eiler, a. a. O., S. 291.
 (83) Buchbesprechung von D. Willoweit : K. Eiler, Stadtfreiheit und Landesherrschaft in Koblenz, ZRG. GA. 100, 1983, S. 331f.
 参考。
 (84) K. Eiler, a. a. O., S. 292, 315.
 (85) K. Eiler, a. a. O., S. 292f. 森林役人に關し、拙稿「一五一頁参照」。
 (86) K. Eiler, a. a. O., S. 293, 296.
 (87) K. Eiler, a. a. O., S. 307ff.
 (88) ムルトルスの歴史に關し A. Laufs, Rechtswentwicklungen in Deutschland, 2. Aufl. 1978, S. 38ff. 佐々木有司「中世ローマ法學」、碧海・伊藤・村上編『法學史』、昭和五十一年、所収「一〇二—一〇四—五頁、同「ムルトルスの政治思想」(一)一四、「國家學會雜誌」、八八卷一・二號、昭和五〇年、八九卷三・四號、一一・一二號、昭和五十一年、九〇卷一一・一二號、昭和五十二年、及び同「中世イタリアにおける普通法 (ius commune) の研究——ムルトルスのネ・サクソフェルラートを中心として——」(一)一四、「法學協會雜誌」、八四卷一・四、八號、昭和四十二年、八五卷八號、昭和四十二年参照。
 (89) Bartolus, opera omnia, Vol. I—X, 1615, D II De iurisdictione omnium iudicum L. In. 3p. 45 (R) ; D. Willoweit, Rechtsgrundlagen der Territorialgewalt, 1975, S. 19. ムルトルスを参照し、神宮秀夫「絶対主義的領邦權力の法的構造——」

- 七世紀より一八世紀中葉に至る迄——、「東北学院大学論集——歴史学・地理学」、昭和五六年、五六頁以下も参照。
- (96) D. Willoweit, a. a. O., S. 20.
- (16) D. Willoweit, a. a. O., S. 21.
- (28) Bartolus, a. a. O., L. 3n. 7p. 47 (R) ; D. Willoweit, a. a. O., S. 22.
- (36) Bortolus, a. a. O., L. 3n. 7p. 47(R) ; D. Willoweit, a. a. O., S. 22.
- (64) 佐々木「ハルトゥスの政治理想」、『——』四頁も参照。
- (56) K. Eiler, a. a. O., S. 310.
- (96) K. Eiler, a. a. O., S. 310f.
- (75) Baldus, In usus feudorum commentaria, Rubr. Quae sint regalia n. 2 ; Ders., Cod. II Rubr. Ubi et apud quem, lex 3n. 2p. 151 ; D. Willoweit, a. a. O., S. 28. ハルトゥスに関し差当り、佐々木「中世ローマ法学」一〇二頁、若曾根健治「ハルトゥスにおける法理論の一斑」、『熊本法学』二八号、昭和五四年参照。
- (98) Baldus, Commentaria in digestum, vol. I—IV, 1561—1562, D. II, Titel De iurisdictione omnium iudicium, § Imperium n. 4 p. 67 ; D. Willoweit, a. a. O., S. 27.
- (96) Baldus, Cod. VII Rubr. De sententiis et interlocutionibus omnium iudicium, lex 10n 2p. 256 (R) ; D. Willoweit, a. a. O., S. 27 Ann. 41.
- (90) Baldus, D. II, Titel De iurisd. omni. iud., § Imperium p. 66 (R) ; D. Willoweit, a. a. O., S. 28.
- (101) 堀田耕 (95) 参照。
- (201) D. Willoweit, a. a. O., S. 28ff.
- (501) Baldus, In usus feud. comm., Rubr. Quis dicatur dux, marchio, comes sive capitaneus vel vasallus, § Qui a principe n. 1, p. 50 ; D. Willoweit, a. a. O., S. 29.
- (101) D. Willoweit, a. a. O., S. 30. 以上ハルトゥス学説に関し、神玉「上掲論文」、五八頁以下も参照。
- (501) K. Eiler, a. a. O., S. 311.
- (901) D. Willoweit, a. a. O., SS. 48—51. シュミンウス学説に関し、神玉「上掲論文」、六二頁以下も参照。
- (101) K. Eiler, a. a. O., S. 311.
- (901) Ebenda.

- (109) H・ニツタイス＝H・リーベリツヒ著、世良晃彦郎訳『ドイツ法制定 改訂版』、昭和四六年、四九〇頁、四九三頁訳註(4) 参照。
- (110) H・ニツタイス＝H・リーベリツヒ著、上掲世良訳、四九一頁。
- (111) LHA Ko 1C, Nr. 2137 und 2138 ; K. Eiler, a. a. O., S. 312. 教会裁判所と世俗裁判所に関し、拙稿(一)、一五二―一四頁参照。
- (112) 上掲拙訳、二一六頁以下。もと H. Fehr, a. a. O., S. 243 参照。
- (113) D. Willoweit, a. a. O., S. 27 ; K. Eiler, a. a. O., S. 314.
- (114) LHA Ko 1C, Nr. 2138 ; K. Eiler, a. a. O., S. 313.
- (115) LHA Ko 1C, Nr. 2138 ; K. Eiler, a. a. O., S. 313.
- (116) K. Eiler, a. a. O., S. 314.
- (117) Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, 9. Lieferung, 1972, Sp. 180 ; K. Zeumer (Bearb.), Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit, 2. Aufl., 1. Teil (Von Otto II. bis Friedrich III.), 1913, S. 15. H・ニツタイス＝H・リーベリツヒ著、上掲世良訳、五〇〇頁。
- (118) K. Eiler, a. a. O., S. 313f.
- (119) LHA Ko 623, Nr. 1540, S. 424 ; K. Eiler, a. a. O., S. 315.
- (120) K. Eiler, a. a. O., S. 316.
- (121) K. Eiler, a. a. O., S. 316ff.
- (122) LHA Ko 1C, Nr. 2140 ; K. Eiler, a. a. O., S. 318.
- (123) 前註参照。
- (124) LHA Ko 1C, Nr. 2139 ; K. Eiler, a. a. O.
- (125) LHA Ko 1C, Nr. 2139, Nr. 2141 ; K. Eiler, a. a. O., S. 318.
- (126) K. Eiler, a. a. O., S. 318f.
- (127) K. Eiler, a. a. O., S. 319.
- (128) K. Eiler, a. a. O., S. 319f.
- (129) LHA Ko 1C, Nr. 2139, Nr. 2140 ; K. Eiler, a. a. O., S. 327.
- (130) 前出註(125) 参照。

- (11) LHA Ko Bestand 1A : Kurtrier, Urkunden, Nr. 3780-3782 ; K. Eiler, a. a. O., S. 330ff.
- (12) K. Eiler, a. a. O., S. 331f.
- (13) K. Eiler, a. a. O., S. 332f.
- (14) M. Bar, U. u. A., S. 66f. ゑふたに拙稿(一) 一五四頁以下参照。
- (15) M・ウェーバー著、世良訳『法社会学』、昭和四九年、四四二頁以下、四四七頁。
- (16) K. Eiler, a. a. O., S. 333f. 新旧両参事会及び全体参事会の構成・権限・性格・相互の関係に関し、拙稿(一) 一三九―四四、一五〇頁参照。
- (17) 拙稿(一) 一四三頁下段。
- (18) 拙稿(一) 一四四頁。
- (19) K. Eiler, a. a. O., S. 333.
- (20) Ebenda.
- (21) Ebenda.
- (22) 拙稿(一) 一四六頁。
- (23) K. Eiler, a. a. O., S. 333f.
- (24) M. Bar, U. u. A., S. 30 ; K. Eiler, a. a. O., S. 137. ゑふたに拙稿(一) 一三四、一四五頁も参照。
- (25) 拙稿(一) 一四六頁。
- (26) K. Eiler, a. a. O., S. 142.
- (27) K. Eiler, a. a. O., S. 334.
- (28) 拙稿(一) 一四六頁以上。
- (29) 上述七一―九頁参照。
- (30) M・ウェーバー著、世良訳『都市の類型学』、昭和三九年、三二―四頁。
- (31) 都市の軍隊に關し M. Bar, U. u. A., S. 245f. ; F. Michel, Koblenz, S. 200 ; K. Eiler, a. a. O., S. 11f. 拙稿(一) 一三三頁参照。
- (32) K. Eiler, a. a. O., S. 327.
- (33) M・ウェーバー著、世良訳『支配の社会学II』、昭和三七年、三四―八頁。
- (34) K. Eiler, a. a. O., S. 230. 及び上述七頁参照。

(56) LHA Ko 1C, Nr. 2137 ; K. Eiler, a. a. O., S. 315.

(57) 拙稿『一五ノ一頁を是非参照せよ』。

(58) H・ミンタヌス＝H・リーヴリッヒ著『土地神話』三九八頁。H. Planitz, Deutsche Rechtsgeschichte, 2. Aufl., 1961, S. 141, 146ff., 152, 157, 159, 162, 169f., 173 ; K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 1 (bis 1250), 5. Aufl., 1982, S. 266f. ; W.

Ebel, Über die rechtsschöpferische Leistung des mittelalterlichen deutschen Bürgertums, Vorträge und Forschungen, Bd.

XI, 1966, passim ; G. Dilcher, Rechtshistorische Aspekte des Stadtbegriffs, in : H. Jankuhn, W. Schlesinger und H. Steuer (Hrsg.), Vor- und Frühformen der europäischen Stadt im Mittelalter, 1973, passim.